国東市体育施設ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

国東市（以下「市」という。）では、市が管理する体育施設（以下、「施設」という。）の有効活用及び施設の持続的な管理・運営のための新たな自主財源の確保、また、民間事業者等とのパートナーシップにより、市民へのサービス向上、地域経済の活性化を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、国東市ネーミングライツ導入に関するガイドライン（（令和 8 年 6 月）以下、「ガイドライン」という。）に定めるとおりとします。

2 募集対象施設等

次の表にある施設、「国東地区」「安岐・武蔵地区」として、それぞれ通称命名権を募集します。

所在地	施設名
国東地区 （国東市国東町浜崎）	国東野球場（国東スタジアム）
	国東陸上競技場（国東フィールド）
	国東テニスコート
	国東体育館（国東アリーナ）

所在地	施設名
安岐・武蔵地区 （安岐：国東市安岐町下原） （武蔵：国東市武蔵町麻田） （武蔵：国東市武蔵町内田）	安岐野球場（安岐スタジアム）
	安岐テニスコート
	安岐体育館（安岐アリーナ）
	武蔵野球場（武蔵スタジアム）
	武蔵多目的G（武蔵フィールド）

3 ネーミングライツ料

国東地区：年額100万円以上（消費税含む。）
安岐・武蔵地区：年額100万円以上（消費税含む。）

※提供いただく対価は、ネーミングライツ料だけでなく、施設の利用者の利便性、満足度、集客力を高める具体的な取り組みの提案も想定しています。

※申込の際は、市が設定した「ネーミングライツ料」以上の金額を「ネーミングライツ事業申込書及び提案書」に記入してください。

4 通称命名の条件

（1）施設にふさわしい通称とし、わかりやすく市民に親しまれるものとします。

（2）応募する通称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設利用上支障となるおそれがある場合は、その通称について協議する場合があります。

（3）通称（ロゴマーク等）を含む。）は、第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないも

のとし、これらに起因するトラブルについては、原則としてネーミングライツパートナーが負うものとします。

(4)決定した通称の無償使用権は市に帰属するものとし、契約期間中の通称変更や第三者への譲渡・貸与は、市が特に認めた場合を除き、行えないものとします。

(5)通称使用における具体的な条件

① 施設の運営・管理、経営等に影響を与えないものであること。

② 民間施設を含む他の施設等と混同するような通称は付けないこと。

③ 市以外の地域を連想させるような名称や、品位、公共性、公益性に欠けるような名称でないこと。

④ その他施設に表記する通称として適当でないと市長が認めるもの。

(6)通称の表記、使用上の制限(掲示物の仕様・管理、利用の範囲等)、広告規制(表示内容、表現、法令適合等)等の具体的な条件については、個別のネーミングライツ契約において定めるものとします。

5 通称の使用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

6 費用負担

ネーミングライツ導入に伴う費用負担については、原則として次の表のとおりとします。
なお、原状回復に要する費用については、別途、ネーミングライツパートナーの負担とします。

区 分	費 用 負 担	
	市	ネーミングライツパートナー
看板等の設置及び表示変更(※1)		○
通称の使用期間終了後の現状回復		○
パンフレット等の印刷物や本市ホームページの表示変更(※2)	○	

※1 敷地外、道路標識等の設置及び表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更は、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

7 応募資格

市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた民間事業者が応募することができます。ただし、次のいずれかに該当する事業者は、応募することができない。

・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する事業者

・法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した事業者

・法人市民税等の租税公課を滞納している事業者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等となっている法人その他団体の他の団体に該当する事業者

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定す

る風俗営業に該当する事業を営む事業者
・消費者金融に係る事業者
・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）
・公序良俗に反する事業を行う事業者
・政治性又は宗教性のある事業を行う事業者
・その他、市長が適当でないと認められる事業者

8 提案書の提出

(1) 提出書類

① 国東市体育施設ネーミングライツパートナー申請書及び提案書（地域貢献状況申告書及び今後の計画書）（様式第 1 号及び追加）

② 国東市体育施設ネーミングライツパートナー事業応募資格等に係る誓約書（様式第 2 号）

③ 添付書類（原則 A4 版）

ア 会社概要及び直近2か年の決算報告書
イ 定款その他これに類する書類
ウ 法人の登記事項証明書【原本】（事業を営む個人にあっては、住民票の写し）
エ 印鑑証明書（法人代表者印）
オ 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税の最新の納税証明書【原本】
カ 看板等の設置位置、デザイン等（任意様式）
キ 通称に商品名を使用する場合、当該商品等の概要がわかるもの
ク 国東市暴力団排除条例に基づく暴力団等でない旨の宣誓書
※ イ、ウ、オについては、申込日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 提案書の受付期間

令和 8 年 11 月 24 日（火）から令和 8 年 12 月 24 日（木）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

(3) 提出部数

正本 1 部

(4) 提出方法

持参又は郵送してください（FAX、メール不可）。なお、郵送の場合は、受付期限最終日の当日消印有効とします。

※ 応募に係る費用は、応募者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。

(5) 提案書等に関する質問について

提案書等に関して質問がある場合は、質問書提出期間中に、提案書に関する質問書（様式第3号）にて提出してください。

なお、電話、口頭での質問は受け付けません。

(6) 提出先

「14 問合せ先」まで提出してください。

9 ネーミングライツ開始までのスケジュール

(1)募集要項の公告　令和 8 年 11 月 24 日（火）

(2)募集期間　令和 8 年 11 月 24 日（火）～令和 8 年 12 月 24 日（木）

(3)質問書の受付期限　令和 8 年 12 月 10 日(木)
(4)質問書の回答期限　令和 8 年 12 月 17 日(木)
(5)選定審査委員会　令和 9 年 1 月 8 日(金)
(6)ネーミングライツパートナー決定　令和 9 年 1 月 14 日(木)
(7)契約の締結　令和 9 年 1 月 22 日(金)
(8)看板等の設置期間(準備期間)　契約締結後開始日まで
(9)ネーミングライツ開始　令和 9 年 4 月 1 日から

※ 上記スケジュールは予定であり、優先交渉権者との協議次第では若干の変更が生じる場合があります。

10 選定方法

提出された提案書類を基に、国東市社会教育施設ネーミングパートナー選定審査委員会(以下「選定委員会」という。)において優先交渉権者の選定に係る審査を行い選定します。

なお、審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、優先交渉権者を決定しないことがあります。

※ 応募者が 1 者の場合であっても優先交渉権者に係る審査を行い選定します。

(1) 評価項目

選定審査委員会において、次の評価項目に沿って総合的に評価します。

評価項目	評価基準	配点
ネーミングライツ料	・ 応募者中、最高応募金額であるものを 1 位とし、配点の満点である 30 点を付与する。 ・ 他の応募者の得点は、最高応募金額を用いて、次の式により算出する。(小数点第1位以下を四捨五入) 得点＝30 点 × 当該応募金額／最高応募金額	30
通称の適否	・ 親しみやすく、わかりやすいかを評価 ・ 施設のイメージ、施設設置目的に合うかを評価 ・ 施設の管理に影響しないかを評価 ・ ネーミングライツ事業の目的に合致しているかを評価	30
地域社会への貢献等	・ 活動実績を評価 ・ 施設利用者の利便性や満足度、集客力を高める具体的な取り組みやアイデアがあるかを評価	25
	・ 市内に本店、支店又は営業所等を有するか	5
経営の安定性	・ 財務状況から見た経営の安定性を評価 ・ 経営理念等から、施設の命名権者として適した団体かを評価	10
合　　計		100

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての応募者に文書で通知しますが、公表については、優先交渉者との協議を経て、公表します。

なお、優先交渉者に選ばれなかった民間事業者の公表はしません。

11　契約の締結

　優先交渉権者と協議を行い、市とネーミングライツパートナーの間でネーミングライツに関する契約を締結します。また、優先交渉権者との協議中に合意の可能性がないと市が判断した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と契約締結について協議します。

12　契約の解除

　ガイドラインに準じます。

13　その他

（1）情報の取扱

　① 契約に至らなかった応募・提案については、公表しません。

　② 応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

（2）その他

　ガイドライン、本要項に規定されていない事項が発生した場合は、選定審査委員会と事務局が協議して決定する。

14　問合せ先

国東市教育委員会　社会教育課　スポーツ振興係
〒873-0503　大分県国東市国東町鶴川 160 番地 2
電話 0978-72-2121（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
メールアドレス shakai-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp